（横浜市消防司令）　川口　聡
樋高　一志
（千葉県警視）　本田　竜一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三日）
大久保勝元　奥田　守　杉山　正樹
成田　吉弘　村橋　正敬　山田　欣一
瑞宝双光章を授ける（各通）
新井　六夫　戸澤　保　廣田　強志
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月四日）
（岡山大学名誉教授）　近藤　康博
瑞宝中綬章を授ける
（宇宙科学研究所名誉教授）　後川　昭雄
瑞宝小綬章を授ける
米村啓一郎
瑞宝双光章を授ける
鈴木　義雄　和多田英吉
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月五日）
長谷川舜三
瑞宝双光章を授ける
蓑毛　正喜
瑞宝単光章を授ける（以上八月六日）
松下　薫
瑞宝双光章を授ける（八月七日）

○勲章

小綬章　本田　洋司
勲章褫奪令第一条第一項により平成二十九年四月四日勲章を褫奪された

褒　賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年八月三十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

坂本　紀夫　香山　照子　福留　公明
松本　智子　島　顯侑　倉地聡一郎
勝見　淳子　佐藤　茂　細川千和子
岩本　雅仁　松本日出夫　伊藤　文子
川上　啓至　根岸　富雄　大池　千晴

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年八月三十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

角田　正紀　篠崎　俊　中村　隆俊

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年八月三十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

四方　祥樹　里見　治　大澤　光太
笠井　誠一　辻　理

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

坂口美代子

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年八月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

青野　覚　菊畑茂久馬　大橋　光子
中川晴之助　久保タケ子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年八月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

エスティ工業株式会社
宮城建設株式会社
株式会社畔蒜工務店
有限会社毎日元気
渦潮電機株式会社
オムロン株式会社
高山林業株式会社
東洋物産工業株式会社
株式会社福祉の里
ジー・オー・ピー株式会社
北斗産業株式会社
オロロン農業協同組合

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

官庁報告

法　務

公証人任免

静岡地方法務局所属公証人榎本克巳は願により公証人を免ぜられた。

櫻井達朗は公証人に任命され、静岡地方法務局所属公証人榎本克巳の後任を命ぜられた。（以上八月二十九日）（法務省）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

群馬労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和55年群馬労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年9月7日

群馬労働局長　半田　和彦

第４号中「１時間759円」を「１時間783円」に改める。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

東北地方交通審議会は、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に東北運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号983―8537宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地」あて提出されたい。

1　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

2　適用する地域　東北運輸局の管轄区域

3　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成29年9月7日

東北地方交通審議会会長　宇部　文雄

近畿地方交通審議会は、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を